

令和 7 年度第 1 回愛西市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 令和 8 年 3 月 1 2 日（木）午後 2 時から

場 所 愛西市役所北館 3 階 災害対策本部兼会議室 1・2

1. 市長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 委嘱状の交付

4. 役員任命

5. 附議事項

（1）愛西市の公共交通の状況等について（資料 2）

議案第 1 号

（2）令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）について（資料 3）

議案第 2 号

（3）令和 8 年度事業計画（案）及び予算（案）について（資料 4）

議案第 3～5 号

（4）愛西市地域公共交通活性化協議会関係規程（案）について（資料 5～7）

6. その他

令和7年度第1回愛西市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

(R8.3.12 木 PM2:00～)愛西市役所北館 災害対策本部兼会議室

	委員区分	職名	名前	出欠席	代理出席者	
1	学識経験者	公益財団法人 豊田都市交通研究所 研究部長	山崎 基浩	出席		
2	市民及び公共交通利用者の代表	市民代表(総代会代表)	竹田 修	出席		
3		市民代表(民生児童委員代表)	堀田 宗一	出席		
4		市民代表	大橋 理絵	出席		
5		市民代表	武田 有沙	出席		
6		市民代表	福田 道雄	出席		
7		市民代表	水野 壽里	出席		
8	一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会 専務理事	野田 敏幸	出席		
9		公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	小林 裕之	欠席		
10		名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 地域連携部 主務	夫馬 康昌	出席		
11		玉利タクシー 総務部長	宮本 信雄	出席		
12		(巡回バス運行事業者) 栄進物流株式会社 顧問	堀尾 勝	出席		
13	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 事務局次長	深町 明弘	欠席		
14	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	中部運輸局 愛知運輸支局 企画調整担当 首席運輸企画専門官	原田 光一郎	出席	輸送担当 首席運輸企画専門官	(代理人) 山田 慎児
15	愛知県の関係行政機関の職員	愛知県海部建設事務所 維持管理課 課長	近藤 久雄	欠席		
16		愛知県 津島警察署 交通課 課長	江口 泰介	欠席		
17		愛知県 都市・交通局 交通対策課 担当課長	石屋 義道	出席		
18	市長が必要と認める者	津島市 総合政策部企画政策課 課長	横井 裕二	出席		
19		弥富市 市民生活部市民協働課 課長	藤井 清和	欠席		
20	副市長	愛西市 副市長	清水 栄利子	出席		
21	市職員	愛西市 産業建設部長	宮川 昌和	出席		
22		愛西市 企画政策部長	西川 稔	出席		

■ 事務局

主務者	愛西市総務部長	井戸田 悦孝
事務局長	愛西市総務課長	伊藤 靖幸
事務局員	愛西市総務課長補佐	水野 重仁
事務局員	愛西市総務課主任	曾根 晴之
事務局員	愛西市総務課主任	今田 菜里
事務局員	愛西市総務課主事	吉田 匠吾

愛西市地域公共交通活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」とする。）の策定及び実施に関し、必要な事項を協議し、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、愛西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、愛知県愛西市稲葉町米野308番地（愛西市役所内）に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に関する連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に即する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要な事項

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び公共交通利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 愛知県の関係行政機関の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団

体の代表又はその指名する者

(7) 副市長

(8) 市職員

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

4 委員の欠員により、新たに委員となった者の任期は、前任の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は副市長とする。

3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長又はその指名する委員が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員の代理者の出席がある場合は、その代理者の出席をもって、委員が出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員による原則総意により決することとする。ただし、意見が分かれる場合は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ

円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行う事ができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(書面による決議等)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、軽微な場合、災害その他やむを得ない理由により、会議を開くことができない場合において必要と認めるときは、あらかじめ通知した協議事項について書面による調査及び決議(以下「書面決議等」という。)を行うことができる。

2 書面決議等は、委員の過半数が参加しなければ行うことができない。

3 書面決議等における議事は、参加した委員による総意により決することを原則とする。ただし、意見が分かれる場合は、参加委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

4 書面決議等を行った場合は、当該書面決議等をもって会議を開いたものとみなし、当該書面決議等に参加した委員を会議に出席したものとみなす。

(協議結果の取り扱い)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 会長は、会議の審議内容に関する予備的検討その他会議の議事を円滑に進めるため、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営のその他必要な事項は会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(報償)

第11条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

(財務)

第 1 2 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、愛西市総務部総務課に置く。

3 その他事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

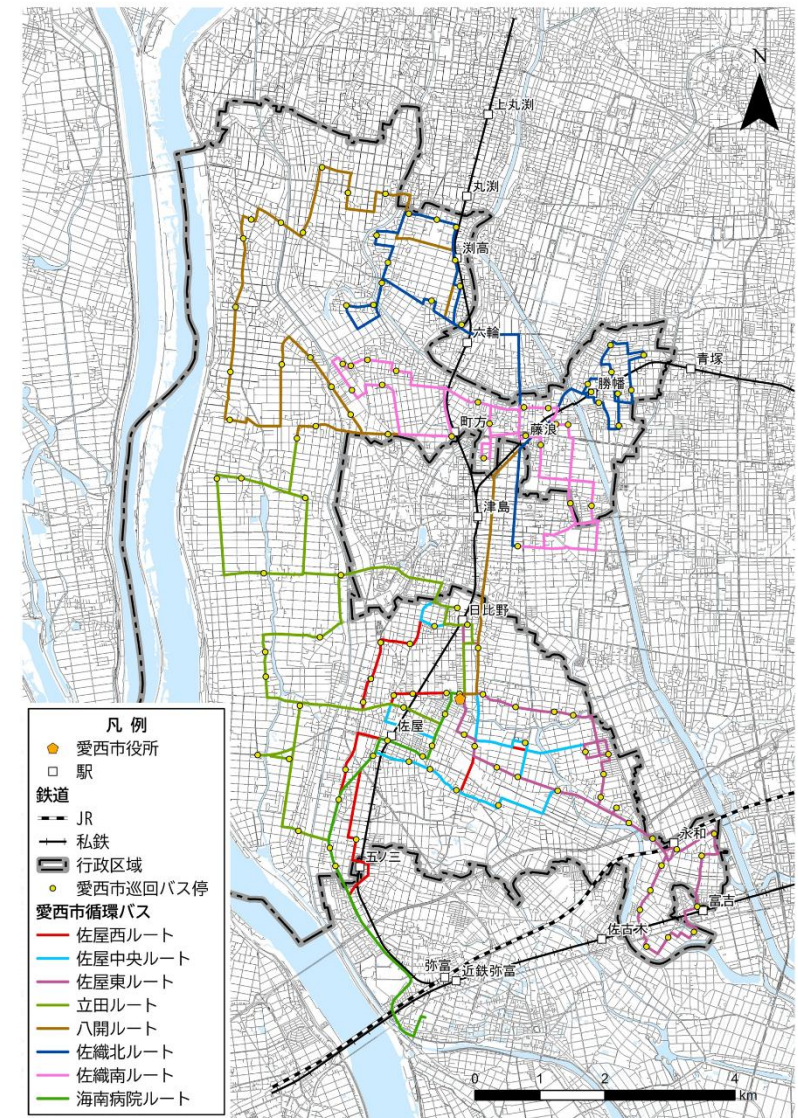
附 則

この規約は、令和 8 年 3 月 1 1 日から施行する。

愛西市の公共交通の状況について

資料2

- 愛西市は、愛知県の西端に位置しており、名古屋経済圏の一角にありながら、木曽三川の恵みが広がるまちです。平成17年4月に海部郡佐屋町、佐織町、立田村、八開村の2町2村が合併して発足しました。
- 面積：66.68 km²。愛知県内では、津島市、稲沢市、弥富市、あま市、海部郡蟹江町の5自治体、県外では、木曽川を挟んで三重県桑名市、岐阜県海津市の2自治体と隣接しています。
- 本市の公共交通は、名古屋鉄道津島線、尾西線及びJR関西本線の鉄道（7駅）や、市内タクシー事業者のほか、市が運行している無償の「愛西市巡回バス」があり、それらで市民の移動を支えています。
- 一般タクシー事業者：1社、福祉タクシー事業者：4社
(※令和6年に市内事業者が1社廃業)
- 移動に関するサービス：高齢者や障害者の福祉タクシー料金助成、通院支援事業、買い物支援バス事業など



■ 人口：59,858 人（令和8年1月31日現在）（単位：人）

	若年人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	高齢者人口 (65 歳以上)	合計
佐屋地区	3,126	16,416	8,607	28,149
佐織地区	2,251	12,346	6,534	21,131
立田地区	515	3,643	2,423	6,581
八開地区	373	2,126	1,498	3,997
市全体	6,265	34,531	19,062	59,858

	65～74 歳	75～80 歳	81 歳～	高齢化率
佐屋地区	3,101	2,474	3,032	30.6%
佐織地区	2,293	1,881	2,360	30.9%
立田地区	1,026	690	707	36.8%
八開地区	603	418	477	37.5%
市全体	7,023	5,463	6,576	31.8%

■ 本市の高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は **31.8%** で、県内平均（25.8%）※1 や全国平均（29.3%）※2 より高くなっています。

※1,2 「令和7年版高齢社会白書」（令和6年10月1日現在）

■ 令和5年1月に一般高齢者向けに行った「介護保険に関するアンケート調査」では、運転免許の保有率は80～84 歳で56%、85 歳以上で34.6%であり、80 歳以上の約47.5%が免許を保有している状況です。これは、全国平均（80 歳以上で22.8%）※3 より高くなっており、本市が「車がないと生活できない環境」であるといえます。

※3 「令和5年版交通安全白書」（令和4年12月末現在）

愛西市巡回バスの利用状況

- 8台の車両で8路線を運行。祝日と年末年始(12/29～1/3)を除く月～土曜日まで運行し、年齢や居住地を問わず無料で利用できます。

・佐屋地区(佐屋西ルート 佐屋東ルート 佐屋中央ルート)
 ・佐織地区(佐織北ルート、佐織南ルート)
 ・立田地区(立田ルート) ・八開地区(八開ルート)
 ・海南病院ルート(市役所⇄海南病院)

- コロナ禍により乗車数が大幅に減少。収束後も、乗車数は以前ほどまで回復していません。
- 令和5年度に巡回バスアンケートを実施。要望や改善に関する回答は全体の約56%⇒現状では移動手段として不十分
- 令和7年4月に、運行内容の一部改定を実施(ルート拡充、バス停見直し、バス停3か所新設、市役所⇄佐織庁舎間便新設など)

改定後の乗車数は、4～12月の9カ月で65,999人。前年同時期と比較して約7,000人増加しており、改定が利用促進と利便性の向上につながっています。

愛西市巡回バス乗車数一覧

年度	運行日数	乗客数(人)					計
		佐屋ルート	佐織ルート	立田ルート	八開ルート	海南ルート	
H26	293	75,154	22,804	5,602	9,904	—	113,464
H27	294	73,728	24,219	6,745	10,082	—	114,774
H28	294	75,423	24,416	5,689	9,919	—	115,447
H29	293	74,546	23,435	6,109	9,509	—	113,599
H30	292	69,611	24,832	6,728	10,914	11,095	123,180
R1	290	60,605	25,427	5,149	10,180	11,440	112,801
R2	294	34,187	15,881	2,993	5,466	6,573	65,100
R3	294	41,748	17,019	3,489	7,616	7,607	77,479
R4	293	40,730	19,245	3,092	7,345	8,238	78,650
R5	293	40,256	21,117	2,548	6,391	8,674	78,986
R6	294	41,268	18,945	2,772	6,987	8,689	78,661
R6 (4～12月)	224	30,720	14,512	2,095	5,142	6,579	59,048
R7 (4～12月)	222	35,569	16,142	1,814	5,559	6,915	65,999

移動に関するサービスの利用状況

■ 高齢者福祉タクシー料金助成事業(高齢福祉課)

高齢者の方がタクシーを利用した際、基本料金と迎え料金を助成します。(年間 24 回)

- ・対象者:80 歳以上の方、65 歳以上の要介護1～5の認定を受けた方、65 歳以上の運転ができない方
- ・利用範囲:愛西市、津島市、弥富市、あま市、海部郡及び稲沢市内

年度	交付者数					利用枚数
	80 歳以上	65 歳以上要介護	65 歳以上運転不可	その他	計	
6年度	1,716 人	50 人	485 人	0 人	2,251 人	14,073 枚

■ 障害者福祉タクシー利用券助成事業(社会福祉課)

障害者の方がタクシーを利用した際、基本料金と迎え料金を助成します。(年間 24 回)

- ・対象者:身体障害者手帳 1～3 級所持者、療育手帳 A・B 判定所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、被爆者健康手帳所持者

年度	交付者数	利用枚数
6 年度	864 人	4,168 枚

■ 通院支援事業(愛西市社会福祉協議会)

通院が困難な方の自宅から病院等までを、福祉車両等で送迎します。(令和 7 年 8 月から試行事業として開始)

- ・対象者: 満 65 歳以上の高齢者、障害者(身体障害者手帳等所持)、疾病・怪我による車椅子利用者など
- ・対象地区: 佐屋地区

■ 買い物支援バス事業(愛西市社会福祉協議会)

買い物に不便を感じている方の自宅近くに乗降場所を設け、乗降場所とお店をバスで送迎します。

- ・対象者: 満65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯(世帯内の全ての方が 65 歳以上)で次に該当する方
 - ✓自動車を運転しない等の理由で買い物に出かけることが難しい方
 - ✓店舗内でひとりで買い物ができる方

年度	登録者数(実)	利用人数(実)	利用人数(延)	実施計画日数(延)	利用日数(延)
6年度	82 人	38 人	513 人	192 日	166 日

■ 愛西市の公共交通の課題

巡回バスの利用者からの要望や市民アンケート、巡回バス運行検討委員会からの提言などを通じて、様々な課題があると認識しています。

巡回バスに関すること

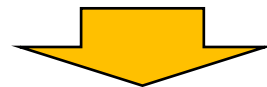
- 巡回バスの運行経費の増加⇒受益者負担の検討(無償運行の見直し)
- バス停が近くでない(自宅・目的地)、バス停の数に地域差がある
- 巡回バスのルート設定(地区別ルート)を変えてほしい
- 巡回バスの待ち時間が長い・便数が少ない
- 現行の運行体制(日曜・祝日運休)を見直してほしい

など

その他

- 通勤・通学時間帯に利用できる交通手段がない
- 駅への交通手段が乏しい(接続不足)
- 観光・交通拠点(道の駅・スポーツ施設など)への交通手段が乏しい
- 交通手段がない空白の時間帯(早朝・夜)がある
- タクシーが少なく、予約できない

など



- ・交通格差の解消、通学・通勤への対応など、既存の交通手段では対応しきれない市民の多様な移動ニーズが存在する。
- ・観光、子育て支援など、複数の分野にわたる移動課題に対して、市民、関係行政機関、交通事業者などの関係団体と具体的な方策について合意形成を図る議論の場が不足している。
- ・公共交通事業を実施する際に、地域の特性に合った事業展開が必要だが、目指すべき施策の方向性が不明確である。

愛西市地域公共交通活性化協議会について

■ 愛西市地域公共交通活性化協議会とは

地域公共交通の課題解決のため、複数の交通関係者や地域住民などと地域公共交通のあり方について協議し、取り組んでいく必要があることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に関する連絡調整を行うとともに、「道路運送法」の規定に基づき地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項を協議するため設置しました。

■ 協議会の概要

所掌事務

- (1)地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2)地域公共交通計画に関する連絡調整に関する事項
- (3)地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に即する事項
- (4)地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項

組織

22名(市民及び公共交通利用者の代表、学識経験者、交通事業者、関係行政機関 など)

令和 7 年度事業計画(案)及び予算(案)について

■ 令和7年度事業計画(案)について

実施項目	実施内容
1. 協議会等の開催	・地域公共交通活性化協議会の開催(1回)

■ 令和 7 年度予算(案)について

歳入	科目		予算額	備考
款	項	目	(単位:千円)	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	30	市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
歳入 合計			30	

歳出	科目		予算額	備考
款	項	目	(単位:千円)	
1 総務費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	1 事務費	30	協議会印鑑代等事務用品代
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
歳出 合計			30	

※歳出予算額に過不足を生じた場合は、会長において各科目間の流用を認めることとする。

令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について

■ 令和 8 年度事業計画(案)について

実施項目	実施内容
1. 愛西市の地域概況の把握	・愛西市人口の集積・分布・今後の動向、都市機能施設の立地状況及び交通特性を既存統計データより把握 ・愛西市の総合計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画及び愛知県地域公共交通計画等の上位・関連計画の整理
2. 公共交通の現状把握	・愛西市及び周辺自治体との公共交通ネットワークの形成状況及び市内交通結節点(鉄道駅や主要なバス停)の整備状況の把握 ・市内公共交通のサービス水準(運行時間帯や運行本数)、運行経費及び利用者数(年別、路線別、便別、バス停別)の推移等現状の把握
3. 各種ニーズ把握調査	・15 歳以上の市民 3,000 人を対象としたアンケートの企画、実施、集計、分析 ・巡回バスの平日1日の全便全利用者を対象とした乗降調査及びバス利用者アンケートの企画、実施、集計、分析 ・市内巡回バス及び高齢者外出支援福祉タクシー等、公共交通事業者ヒアリングの企画、実施、集計、分析
4. 愛西市における地域公共交通の課題及び地域公共交通計画(骨子案)の提案	・上記地域概況や公共交通の現状、各種ニーズ調査結果に基づき、提供されるサービス水準と市民ニーズとの関係、愛西市が目指す将来都市像と市民・利用者が期待する公共交通の役割、交通空白地の存在等、愛西市における地域公共交通の課題の整理 ・課題に対応した地域公共交通計画(骨子案)の提案
5. 協議会等の開催	・地域公共交通活性化協議会の開催(3 回程度) ・必要に応じて、マネジメント・モニタリングチーム(交通事業者、庁内関係部局、学識者等)会議の開催

令和8年度予算(案)について

歳入	科目		予算額	備考
款	項	目	(単位:千円)	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,555	市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	国補助金活用予定(4,262 千円で申請予定)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
歳入 合計			8,555	

歳出	科目		予算額	備考
款	項	目	(単位:千円)	
1 総務費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	1 事務費	30	郵便料、振込手数料、消耗品費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	8,525	愛西市地域公共交通計画策定業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
歳出 合計			8,555	

※歳出予算額に過不足を生じた場合は、会長において各科目間の流用を認めることとする。

■ 計画策定についての今後のスケジュール(参考)

協議会	日程	議題(予定)
令和 8 年度		
	4月～6月	コンサル選定(プロポーザル公告)、プレゼン・コンサルタント契約
第 1 回協議会	7 月	各種ニーズ調査の実施要領、アンケート調査票・スケジュールの確認
	9 月	市民・利用者アンケート調査の実施
	11 月	交通事業者との対話
第 2 回協議会	12 月	各種ニーズ調査(アンケート)結果の報告
	1 月	地域公共交通の課題整理
第 3 回協議会	2 月	地域公共交通の課題の協議
	3 月	地域公共交通計画(骨子案)の検討
令和 9 年度(参考)		
	5月	地域公共交通計画の基本的な方針の検討
第 1 回協議会	6 月	地域公共交通計画の基本的な方針の協議(予定)
	8 月	地域公共交通の目標、目標を達成するために行う事業・実施主体の検討、交通事業者との対話
第 2 回協議会	9 月	地域公共交通計画(素案)の協議(予定)
第 3 回協議会	11 月	地域公共交通計画(案)の協議(予定)
	12 月	パブリックコメント
第 4 回協議会	1 月	パブリックコメントの結果について
	2 月	地域公共交通計画の確認
	3 月	計画完成・公表

愛西市地域公共交通活性化協議会会議規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、愛西市地域公共交通活性化協議会設置規約（以下、「規約」という。）第6条第7項に基づき、愛西市地域公共交通活性化協議会の会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運営の原則）

第2条 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

4 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

（会議録の調製）

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

（1） 開催の日時及び場所

（2） 出席委員等の氏名

（3） 議題及び議事の要旨

（4） 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第5条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし規約第6条第5項ただし書きの規定により会議が非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

（傍聴）

第6条 規約第6条第5項ただし書きの規定により非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 傍聴の手続き、遵守事項その他傍聴に関する事項については、愛西市において定められている会議の公開の例による。

(規律)

第7条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(報償)

第8条 会議に出席した委員に報償を支給する。

2 報償の額及び支給方法等は愛西市において定められている例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は令和 年 月 日から施行する。

愛西市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、愛西市地域公共交通活性化協議会設置規約第13条第3項に基づき、愛西市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他職員を置く。

- 2 事務局長は、愛西市総務部総務課長をもって充てる。
- 3 事務局は、愛西市総務部総務課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、愛西市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理、取扱い等については、愛西市において定められて

いる公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定められているもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
愛西市地域公共交通活性化協議会会長之印	愛西市地域公共交通活性化協議会会長之印	古印体	18×18	一般文書用	1	事務局長

愛西市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、愛西市地域公共交通活性化協議会設置規約第12条の規定に基づき、愛西市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は負担金、補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮り、承認を受けるものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを愛西市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する

（予算の区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第5条 会長は、協議会の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算の流用及び予備費の充当をすることができる。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続き等について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、愛西市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監事の監査意見書を付して、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は前項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに愛西市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条第 1 項）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 （第 4 条第 2 項）

款	項	目
1 総務費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和5年9月実施 愛西市巡回バスアンケート結果について

1. 実施目的

本市では、地域内での日常生活の足の確保を主な目的として、公共施設、医療機関、商業施設等や駅を経由しながら市内を巡回する「愛西市巡回バス」の運行を実施している。

令和2年4月1日のダイヤ改正以来、コース・ダイヤ等が定着はしているが、今後より一層の利用者の満足度向上を図るため、最新の利用状況等や利用者のニーズを把握する目的でアンケートを実施した。

2. 実施概要

期 間：令和5年9月1日（金）～9月30日（土）

内 容：巡回バスの利用状況、意見・要望調査等

調査方法：巡回バス8台の車内及び市内公共施設等11カ所にアンケート用紙及び回収箱を設置

（設置施設：愛西市役所南館、各支所、文化会館、佐織公民館、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、佐織総合福祉センター、八開診療所）

オンライン回答用のアンケートページを開設

周知方法：愛西市ウェブサイトやSNS（LINE）、広報9月号でアンケート実施を周知

巡回バス車内でアンケート周知用音声録音済みのCDを放送

利用者の多いバス停にオンライン回答用掲示紙を掲示 等

回 答 数：640件（回答媒体：紙531件／インターネット109件）

3. 結果概要

●アンケート回答者（回答が多い順に一部抜粋）

年 齢：70歳代（36%）、80歳代（21%）、60歳代（13%）、50歳代（9%）〔60歳以上（71%）〕

地 区：佐屋地区（47%）、佐織地区（24%）、立田地区（15%）、八開地区（7%）、市外（3%）

利用頻度：利用している（58%）、利用していない（41%）〔月に1回以上利用（43%）〕

利用目的：通院（38%）、買い物・金融機関（37%）、入浴（25%）

●回答傾向

・巡回バス利用者のうち、**56%の人が「運行内容に改善要望がある」と回答した。**

「巡回バスの利用が可能なダイヤの設定」（44%）、「巡回バスの利用が可能なルートの設定」（32%）

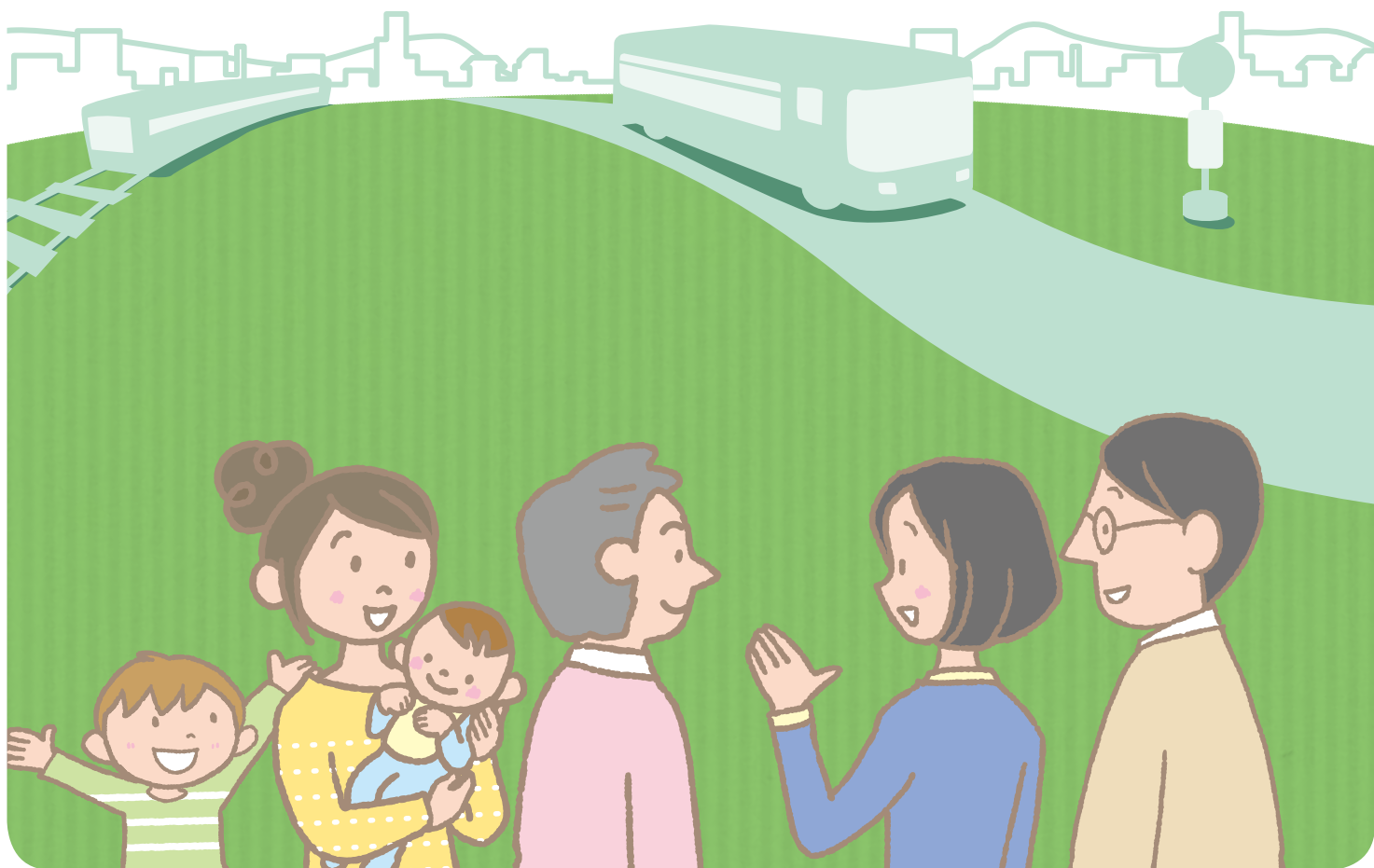
・未利用者の理由として「自家用車等で移動するため」（67%）、「巡回バスは知っているが、使いづらい」（31%）、「自宅又は目的地の近くにバス停が無い」（23%）が多い。

・巡回バスを利用するきっかけとして「免許証の返納又は自家用車等の処分」（59%）、「巡回バスの利用が可能なダイヤの設定」（40%）、「巡回バスの利用が可能なルート・バス停の設定」（40%）が多く、ニーズに合うルートやダイヤ設定があれば巡回バスを利用したい意向が示された。

地域公共交通について

活発で良い議論が できる会議のために。

地域に合ったより良い公共交通の
未来に向けて、今から議論をしっかりと、
着実に重ねよう。



全国の地域公共交通が、 いま、**大ピンチ**です!

利用者の減少

利用者が減り、路線が減少し続けています。

採算の悪化

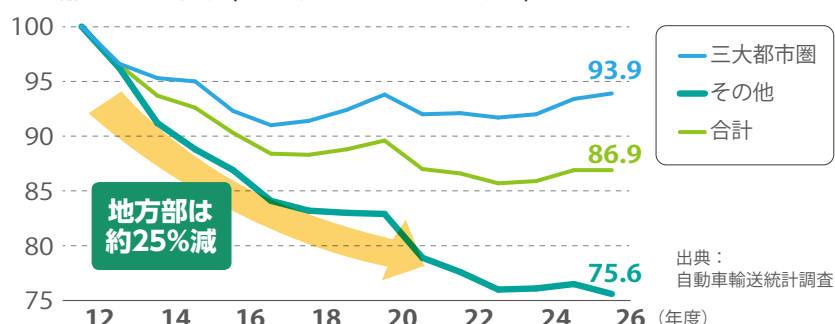
路線の縮小・廃止

鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、様々な公共交通があります。

でも、今、地方の公共交通は利用者が減少傾向にあり、結果、路線も減少し続けています。

あなたの地域には、
どんな公共交通が走っていますか?

バス輸送人員の推移(H12年度を100とした場合)



地域みんなが豊かに暮らすために、地域の公共交通はとても重要です。

地域にはいろいろな人が住み、いろいろな場面で公共交通を必要としています。

通院・買物

自分で運転するのが不安だわ。でも、通院や買物は自分1人で行きたいし。

通学

進学に向け、遠方の高校へ通いたい。通学はなるべく親に迷惑をかけたくない。

通勤

日々の通勤、渋滞もすごいし、車でいくのは疲れるな。

観光

地域の良いところ、いろいろとゆっくり、回りたいな。



地域公共交通があることにより1人ひとりが自立した生活を送れ、そして、まちに人を呼び込むことができ、賑わいや活気へとつながります。



地域公共交通は、まちづくりには欠かせない大切な要素です。

地域公共交通がなくなって困ることは? あってできることは?

5年後、10年後、地域の公共交通を維持するために、
今からできることをしっかりと、考えていく必要があります。

「地域公共交通会議」は、
地域にふさわしい公共交通をつくりあげていくために、
住民、交通事業者、行政など関係者みんなで、
話し合って決める場です。 ※地域公共交通に関する会議の仕組みや呼び方は地域によって異なります

地域公共交通会議で話し合うこと

運行について

ダイヤやルートの見直し、停留所の位置や運賃など、利用者にとって使いやすいものを目指します。また、きちんと運行され、改善が図られているか、地域の関係者みんなで確認します。

利用者を増やすために

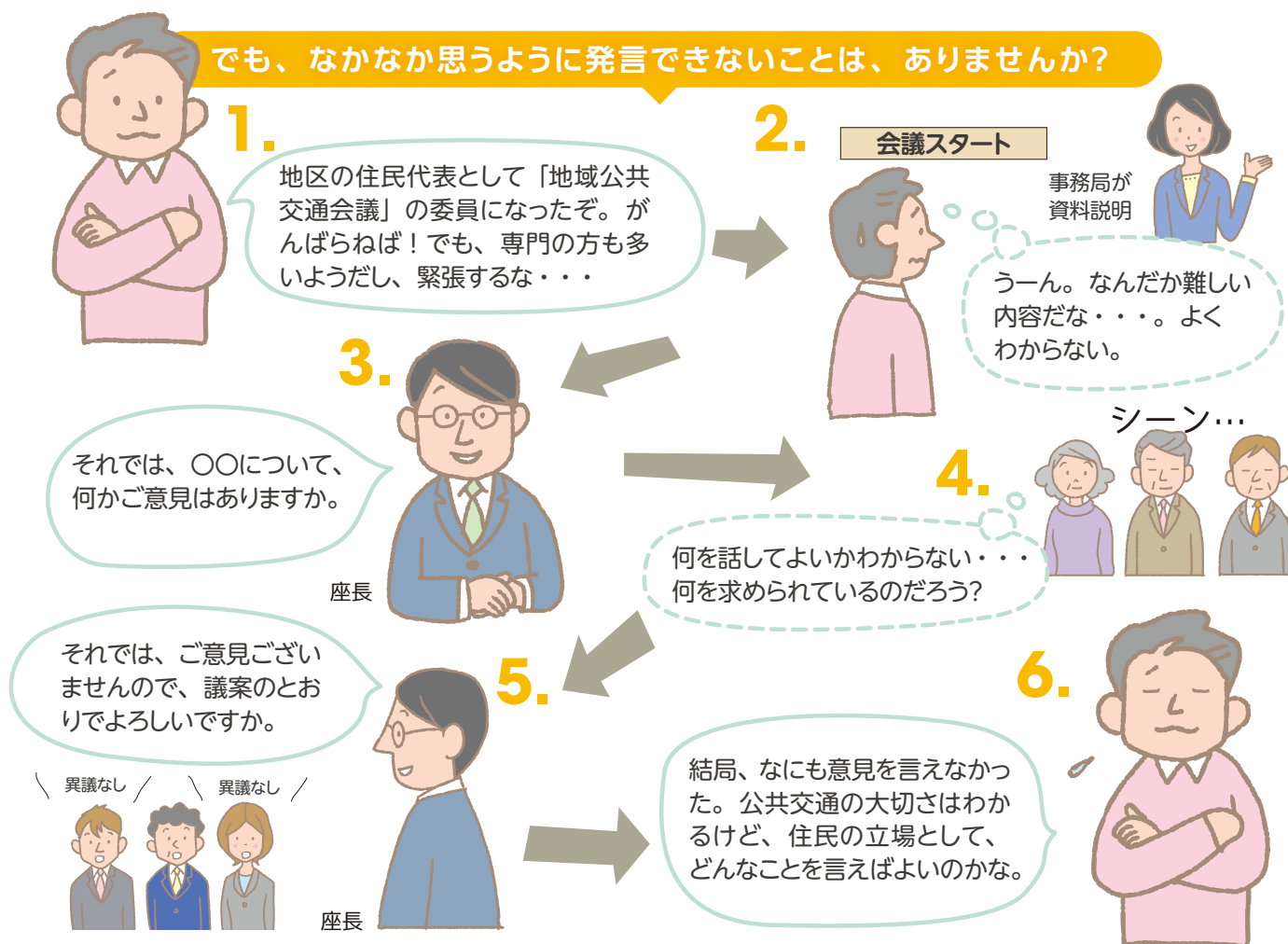
地域公共交通の利用者を増やすため、みんなでいろいろなアイデアを持ち寄り検討します。

地域全体の、公共交通の将来について

まちや地域全体のあり方など、将来を見据えた広い視野をもって、今後どのような地域公共交通が必要か関係者みんなで考えます。

その他、交通に関する、計画づくりや補助金の申請など…

でも、なかなか思うように発言できないことは、ありませんか？



せっかく参加する会議。あなたの意見で公共交通を
良くするためにはどうすればいいのでしょうか？

会議の参加者とその役割

※会議によっては、参加者が異なる場合があります。

参加している人はどんな人たちで、どんな立場で参加しているのでしょうか？

住民代表

- 日頃から感じている、利用するうえでの課題、困ったことを伝える
- 地域の視点から、公共交通に関する課題や、必要な取り組みを提案

利用している大型スーパー最寄りのバス停が、店からちょっと遠いんです。買物の後、重い荷物を持って移動しなければいけないから、**スーパーの入口までバスが入れるとうれしい**という声があります。

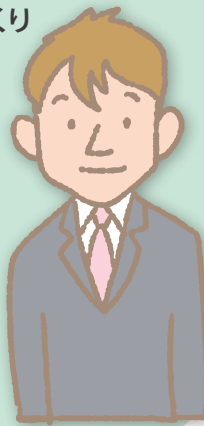


身近な
影響への
質問

市町村

- 市町村としての方針を提示
- 地域の活性化やまちづくり等の立場から発言

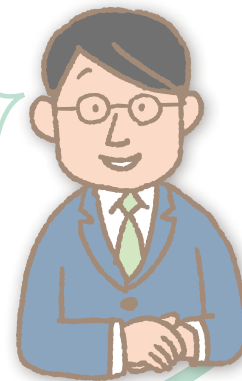
スーパーへの乗り入れに対する**要望については、住民アンケート等**でもあがってきています。



座長

- 議事の進行
- 話しやすい雰囲気づくり、会議の活性化
- 議題によっては、事務局や関係の強い委員に発言を促す

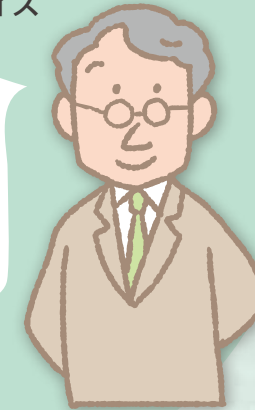
日頃感じているご意見、ありがとうございます。利便性向上に向けた貴重な意見かと思います。**乗り入れについて議論しましょう。**



学識経験者

- 交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス

商業施設から、バス利用者への割引券の発行など、**連携した取り組みができる**とよいですね。



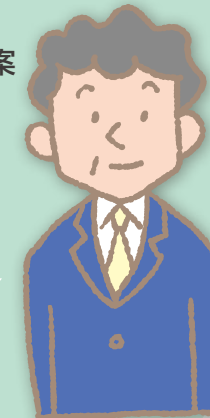
解説・助言
改善に向けた
提案

法律、制度など
専門的なことへの質問

交通事業者

- 公共交通運行の当事者
- ノウハウを活かした企画提案

スーパーへの乗り入れについては、バスを小型化すれば可能になりますが、反面、乗れる人数が減りますので、**通勤・通学の際は乗れない人が発生**してしまいます。

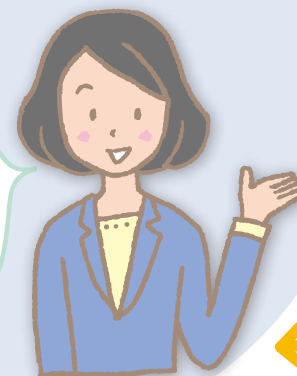


日頃から連携

事務局

- 会議の設計、運営
- 関係者との調整・連携
- 事業の実施状況の報告
- 必要な資料のとりまとめ

商業施設の乗り入れは、**各専門分野のみなさんと調整し、確認**します。

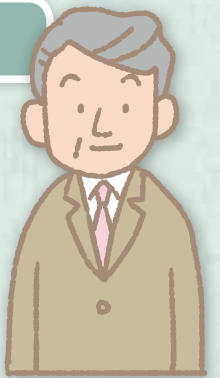


わかりやすい
説明

運転者団体

- 労働条件及び労働環境の観点で助言
- 運行の実情を伝える

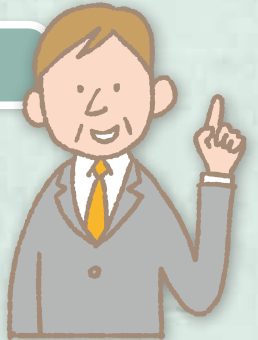
入り口が狭いので、**回り道をすれば入るの**は可能だと思います。



道路管理者

- 道路管理上の観点から助言

事前に確認したところ、**道路幅は問題ありません。**



公安委員会・警察

- 交通安全上の観点から助言

商業施設のバス停の位置については、**現場の確認が必要**です。



都道府県の交通政策担当者

- 市町村の境界を越えた、広域的な視点で助言

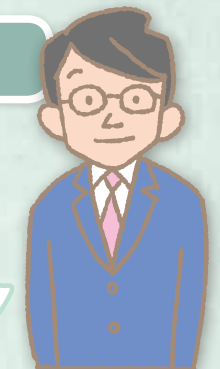
A市でも同じような課題があり、**調整して乗り入れができました。**参考にしてください。



運輸局

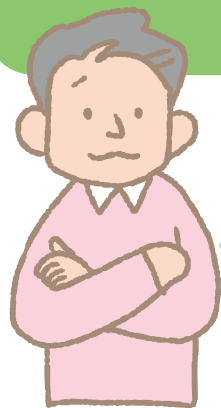
- 地域の公共交通のあり方について助言

商業施設への乗り入れは、**延伸になるので国への申請が必要**ですね。



みんなで話しやすい、場づくりをしましょう

次回の地域公共交通会議で・・・



1. 会議開催日前

お、会議資料が送られてきたぞ！
事前に資料を読んでおけば、
何について話すか予習できるな。

2. 会議当日

事務局の
資料説明

それでは、〇〇について、
何かご意見はありますか。

座長

3.

すみません。この制度
は、どんな制度ですか？
もう少し詳しく教えて
ください。

4. 制度について

わかりづらくて、すみません。
まず制度ですが、この制度
は……なんです。

事務局

5.

それ、私もわからなかったんです。
質問してもらってよかったわ。

この路線の〇〇っていうバス停
ですが、近所にある屋根付の施
設に近づけてほしいという声
が地区からあがっているの。

6. バス停について

少し移動するだけでも雨の日
の利便性があがりますね。た
だ、交差点に近くなるな。安
全上、大丈夫でしょうかね。

バス事業者

7.

バス停を設置する場所は、
安全がしっかり確保される
必要があります。一度、
現場を確かめてみましょう。



公安委員会

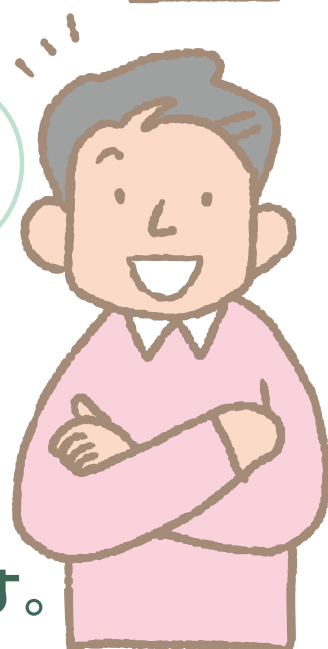
8.

確認し、次回の協議会で
結果をお知らせします。

事務局

9.

なるほど。利用者の意見で
公共交通が改善されるんだ！
これから地域公共交通のこ
とをもっと考えていこう。



あなたが疑問に思っていることは、
みんなも疑問に思っているはずです。
地域に合ったより良い公共交通は、
みんなで考え話し合うことによって実現できます。

素朴な疑問

Q

どんな発言でも大丈夫？
地域公共交通についての
提案はしてもいいの？

委員の方の意見や提案で地域公共交通が良くなった事例はたくさんあります。日ごろ気づいたこと、わからないこと、地域公共交通を良くする取り組みなど積極的に発言してください。

地域公共交通にはみなさんの税金が使われていますので、お住まいの地区だけでなく、地域全体をより良くするという視点で発言しましょう。

Q

会議以外では何をすれば
いいの？

地域公共交通を日頃利用されない方は、この機会に利用してみましょう。利用することで、普段とは違った視点で地域の状況を知ることができます。

また、会議で地域公共交通について真剣に話し合っていることや、その結果などについて、地域のみなさんに広く知っていただくようにしましょう。

Q

住民代表といわれても、ほかの
地域のことはよくわからないわ。

事前に地域の意見を集めている委員さんもあります。ご自身で、できる範囲で、周りの方の意見を集めるようにしましょう。会議によっては、住民としての意見を独自に議論する場（分科会など）を組織しているところもあります。

Q

会議で決定したことは
どうなるの？

会議で路線、ダイヤ、運賃などの変更が承認されれば、それは議会での予算承認を経て実行されます。みなさんの生活に直結することなので、しっかりと話し合って決めましょう。



学識経験者から「地域公共交通会議」をより良くするポイント

POINT
1

地域における公共交通の役割や将来を考えて議論をしましょう！

地域には、自治体が運営するバスだけでなく、民間バスやタクシーも運行しており、それぞれには役割があります。地域全体を視野に入れ、それぞれの公共交通の適切な役割分担も踏まえながら、議論することが重要です。

また、今必要だという視点だけでバスを走らせても、当初の予定より利用者や収入が少なく、すぐに運行が行き詰まってしまうこともあります。地域の将来を想像しながら検討しましょう。

このように、「公共交通の役割分担」や「地域の将来」、など広い視点を持って、より良い公共交通にしていくために、利用者や現場の意見を活かして、定期的に見直しを行い、改善をしていきましょう。

POINT
2

お互いの立場を尊重し、議論をしましょう！

地域公共交通会議では、自分の意見を伝えることが大事です。一方、他の委員の意見を聞くことも大事です。様々な立場の人が集まりますから、意見が一致しないこともあります。まずは否定せずに、お互いの立場について理解を深めましょう。



住民の発言から、より良い地域公共交通としていく 取り組み事例をご紹介します

認知度向上に向け、イベント等を活用したPRを実施 ～利用者増加にはまずは知ってもらう～



地域のお祭りへ地域公共交通で行けたらいいな!

意見を
うけて

地区で開催されるお祭りにあわせて、会場に行きやすい臨時便を運行しました。臨時便は、普段のルートから遠方を回るスーパーや病院を外した、交通結節点を結んだルートで、民間バスとの乗継ぎも考慮したものとしました。普段、バスに乗らない人たちに乗ってもらう機会につながりました。

地域の人たちに、コミュニティバスをもっと知ってほしい。地区のお祭りを利用して、「乗ってもらう機会」をつくれないかな!

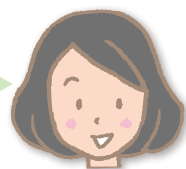
日頃の活動のなかで、コミュニティバスを紹介したい!

意見を
うけて

事務局は時刻表を渡し、その後イベントでの配布につながりました。

日頃の活動の中で、コミュニティバスを知ってもらう取り組みにご協力いただける機会がありましたら、ぜひご提案ください。

利用者を増やすためには、まずはコミュニティバスを知ってもらうことが必要だと思います!私が、開催しているイベントで時刻表を配布し、PR活動のお役に立てたらと思います。



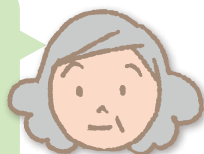
日頃感じていた「心配」を語ることで、バスの乗降環境が改善

バスを乗り降りするとき、いつも危なくて!

意見を
うけて

すでにバス停付近の縁石を取り外したところもありましたが、まだ残っている場所もある状況でした。住民代表の意見をうけて、「乗降環境の整備」の必要性が再認識され、計画立てて取り組むことになりました。また、会議開催後、指摘があったバス停付近のブロックは取り除かれ、乗降しやすい環境となりました。

バスを乗り降りする場所で、歩道と車道を仕切る縁石が高く、越えるのに一苦労であぶないんです。バスが接触しないか心配しています。安全性を確認してほしいです!



地域住民の暮らしの実情に合わせた路線延伸が実現

もっと、地域住民の暮らしに合った交通体系へ!

小学校の統廃合に伴い、既存のバス路線、ダイヤの見直しが協議されていました。その中で、事務局が提示した変更案では「地域の実情を十分に反映していないのでは」との声があがりました。

意見を
うけて

既存ルートから奥の地区まで延伸することになりました。延伸にあたっては、地区の住民とも話し合いを行い、小学生・中学生や高齢者の生活に合わせたダイヤとし、利便性の向上につながりました。

奥の地区に住む子どもたちが、利用できるバスがなくて、歩いて帰るのは危険なんです。



高齢者の方がバス停までの上り坂を歩くのが大変そう。もう少し、延伸できないでしょうか。



【お問い合わせ】

【発行】

国土交通省 中部運輸局
TEL : 052-952-8006 FAX : 052-952-8085
平成28年3月発行